

岐阜県公報

第 六 百 三 十 一 号
令 和 七 年 十 月 十 七 日
(金曜日)

目 次

告 示

- 道路の区域変更
○急傾斜地崩壊危険区域の指定
○県営土地改良事業計画の変更
○市街地再開発組合の定款及び事業計画変更認可
○土地改良区役員の退任
○土地改良区役員の退任及び就任
- (道路維持課) 四五三^{ページ}
(砂防課) 四五三
(農地整備課) 四五四
(都市整備課) 四五五
(岐阜農林事務所) 四五五
(可茂農林事務所) 四五五

告 示

岐阜県告示第四百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年十月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一般国道		道路種類	
二百五十七号		路線名	
同市同 内八四〇番一地先まで		区間	
後	前	区域変更前後別	
二・六 一・三	五・三 九・〇	敷地の幅員（メートル）	
五四・〇	五四・〇	延長（メートル）	
		備考	

岐阜県告示第四百四十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により告示する。

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

令和七年十月十七日

令和七年十月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）
恵那市上矢作町

城山 2
字新市場 一八三三番六水路敷 一号
字城山 一八九六番一 二号
一八九〇番一 三号
一九三三番二二 四号
一九三三番六八 五号
字新市場 一七九八番一 六号及び七号
一八二二番 八号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百四十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項
の規定により告示する。

令和七年十月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）
可児市東帷子

五反田
字五反田 一五一〇番 地先道路敷 一号
一五一三番二 二号
一五〇五番 三号
一四九一番 四号
一四八四番 五号
一四八一番 六号

一四七三番三 七号
一四六四番三 八号
一四五五番一 九号
一四三八番一 十号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

。県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。）第八十八条第一
項の規定により、次の県営土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用
する法第八十七条第五項の規定により公示し、当該変更後の土地改良事業計画書の写し
を次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に岐阜県知事に対して審査請求をすることができる。

また、右記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の
翌日から起算して六か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する
者は岐阜県知事となる。）、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することがで
きる。

令和七年十月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 縦覧に供する土地改良事業計画の事業名及び地区名
事業名 県営中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備・農道整備）
地区名 高山南地区
- 二 縦覧場所
岐阜県公式ウェブサイト（農地整備課）

三 縦覧期間

令和七年十月十七日から
令和七年十一月六日まで

。市街地再開発組合の定款及び事業計画変更認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第十九条第一項の規定により公示する。

令和七年十月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 市街地再開発組合の名称

岐阜駅北中央東地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和五年二月二十四日から
令和十三年三月三十一日まで

三 施行地区

事業計画書において表示するとおり

四 事務所の所在地

岐阜市金町六丁目二十一番地

五 設立認可の年月日

令和五年二月二十四日

六 変更認可の年月日

令和七年十月十七日

。土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十九項の規定により公示する。

令和七年十月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
土 岐市合渡南土地改良区	令和七・九一四	監 事	武 藤 晃	瑞穂市生津内宮町二丁目 三三番地

。土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十九項の規定により公示する。

令和七年十月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
土 岐市合渡南土地改良区	令和七・九一四	理 事	藤 井 浩 人	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋四二七番地
美濃加茂市木曽川右岸用水土地改良区	令和七・九一四	理 事	渡 邊 俊 彦	美濃加茂市太田町 二八八〇番地
同	同	同	高 島 智 博	美濃加茂市西町五丁目 七四番地
同	同	同	大 梅 英 吉	美濃加茂市本郷町五丁目七番二六号
同	同	同	座 馬 利 裕	美濃加茂市森山町一丁目 五番三号
同	同	同	酒 向 満	美濃加茂市山之上町 二九六番地
同	同	同	片 桐 美 良	美濃加茂市山之上町六八二六番地一
同	同	同	坂 井 道 夫	美濃加茂市蜂屋町下蜂屋一〇〇番地一
同	同	同	村 瀬 繁 美	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋一九五七番地

土 改 土 就
良 良 任
区 区 員
名 名
年 月 日
就 任
令 和
七・九・二〇

就任した役員

同	高 井 厚	美濃加茂市加茂野町鷹之巣二三三番地二
同	藤 吉 善 秋	美濃加茂市加茂野町加茂野四九四番地
同	土 屋 福 良	美濃加茂市下米田町則光三四一番地三
同	尾 關 守	美濃加茂市下米田町西脇二一九九番地
同	小 林 喜 典	美濃加茂市伊深町 八〇八番地
監 事	木 村 重 雄	美濃加茂市加茂野町木野一〇二三番地
同	大 竹 士 郎	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋二三五七番地一
同	永 田 博 和	美濃加茂市森山町五丁目二番地三号
役 名	氏 名	住 所
理 事	藤 井 浩 人	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋四五二七番地
同	佐 口 隆 義	美濃加茂市太田本町四丁目 一番六号
同	高 島 智 博	美濃加茂市西町五丁目 七四番地
同	大 梅 英 吉	美濃加茂市本郷町五丁目七番二六号
同	座 馬 利 裕	美濃加茂市森山町一丁目 五番三号
同	小 藤 隆 好	美濃加茂市山之上町一五九二番地二
同	高 井 俊 樹	美濃加茂市山之上町四七五四番地二
同	日 江 井 英 男	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋二八九二番地
同	川 合 大 行	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋三三三五番地二
同	高 井 厚	美濃加茂市加茂野町鷹之巣二三三番地二
同	福 地 孝 行	美濃加茂市加茂野町市橋五〇三番地三
同	林 賢 治	美濃加茂市下米田町西脇一三八七番地
同	酒 向 信 幸	美濃加茂市下米田町信友 五一番地
同	小 林 喜 典	美濃加茂市伊深町 八〇八番地
同	堀 部 有 子	美濃加茂市蜂屋町下蜂屋三〇二番地

同 神 戸 ま さ え 美濃加茂市下米田町西脇二三八〇番地一
監 事 木 村 重 雄 美濃加茂市加茂野町木野一〇二三番地
同 鈴 木 淳 司 美濃加茂市下米田町西脇四三三五番地
同 田 中 昭 則 美濃加茂市川合町四丁目八番四三号

令和七年十月十七日発行

発 行 者 岐 阜 県 庁
岐 阜 市 数 田 南 二 丁 目 一 番 一 号
発 行 所 岐 阜 県 庁

編 集 岐 阜 市 三 輪 ぶ り ん と び あ 十 三 一 岐 阜 文 芸 社